

2025年3月5日
日本地震再保険株式会社

「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れ表明

日本地震再保険株式会社、(以下「当社」)は、2024年8月28日に内閣官房より公表されたアセットオーナー・プリンシプルの趣旨に賛同し、アセットオーナーとしての責任を果たしていくため、これを受け入れることを表明いたします。

「アセットオーナー・プリンシプル」の各原則及び当社対応方針

原則1:アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続きに基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

○当社は、資産運用及びリスク管理に関する方針・計画を定め、再保険金支払原資を適切に確保するとともに、危険準備金の拡充を通して再保険金支払能力を維持・強化することを目的とし、大震災の際、再保険金支払いに支障のないよう流動性(換金性)、安全性に細心の注意を払って、資産を管理・運用しています。

原則2:受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

○当社は、運用目的を実現するため、専門的な知見を有する人材の確保や人材育成に取り組んでいます。また、組織体制としては、資産運用、リスク管理にかかわる責任者を配置し、規程等により権限を明確にするとともに、資産運用方針、計画を経営会議で機関決定するなど、内部統制、ガバナンスに努めています。

原則3:アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

○当社は、資産運用方針に基づき、流動性、安全性と収益性のバランスを考慮した上、リスク管理に十分留意し、中長期的な視点で様々な運用対象資産への分散投資を行っています。また、VaR等の計測やストレステストなどを通じて、リスク管理を適切に行っています。利益相反については、社内規程に基づき適切に管理しています。

原則4:アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供(「見える化」)を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

○当社は、さまざまなステークホルダーに対し、当社の経営状況や各種の取組み状況などに関する情報をご理解いただけるよう適時・適切な情報の開示に努めており、ディスクロージャー誌などを通じて資産運用の状況に関する情報も公表しています。当社のディスクロージャー誌は、以下に掲載しています。

<https://www.nihonjishin.co.jp/disclosure.html>

原則5:アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてステewardシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

○当社は、責任ある機関投資家として、運用収益の獲得と社会課題解決の両立を目指し、環境・社会面により良い企業・事業への資金提供を目的としたESG投資に取り組み、投資先と建設的な対話を通じて、「気候変動対策」や「地震対策」などの具体的な取り組みを促しております。なお、日本版ステewardシップ・コードの主たる対象は、日本の上場株式とされており、同株式を保有していないため、当社は本コードの受入れは表明しておりません。

以上